

令和4年度後期高齢者医療保険のお知らせ



詳しくは町住民生活課におたずねください

後期高齢者医療保険料が変わります。

後期高齢者医療保険1人あたりの保険料は、皆さんが均等に負担する「均等割額」と個人の所得に応じる「所得割額」の合計で算出されています。上限額は66万円です。

均等割額

年額5万4000円

所得割額

総所得金額等（基礎控除後）×10・26%

低所得者に係る保険料の軽減について

所得が低い人は、保険料の均等割額が軽減されます。均等割額の軽減については、世帯（被保険者全員と世帯主）の総所得金額等の合計

額で判定します。

均等割額の軽減割合と対象世帯

7割軽減

43万円＋（10万円×「給与・年金所得者の数から1を減じた数」）以下となる世帯

5割軽減

43万円＋「28万5000円×世帯の被保険者数」＋（10万円×「給与・年金所得者の数から1を減じた数」）以下となる世帯

2割軽減

43万円＋「52万円×世帯の被保険者数」＋（10万円×「給与・年金所得者の数から1を減じた数」）以下となる世帯

※「給与・年金所得者の数」とは給与収入が55万円超または年金収入が12.5万円超（65歳未満の場合は年金収入が60万円超）の場合の年金額が60万円超の合計人数

被扶養者軽減（被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減）制度加入の月から2年間は均等割額が5割軽減されます。（所得割額はかかりません）

仮徴収額決定通知書をご確認ください

4月から令和4年度後期高齢者

保険料を年金からの天引きで納めていただいている被保険者には「仮徴収額決定通知書」を送付します。ご確認ください。

医療保険料の仮徴収が始まります。

仮徴収とは、本年度の保険料額が決定する7月より前に、仮の金額として年金から徴収するものです。前年度徴収していた保険料額を基準として、4・6・8月の年金から仮徴収します。

対象者には「後期高齢者医療仮徴収保険料決定通知書」を送付します。仮徴収保険料額などが記載されています。ご確認ください。

あんま・はり・きゅう治療券を発行しています

町では、後期高齢者医療被保険者を対象に、あんま・はり・きゅうの治療を受ける場合に利用できる治療券5枚綴り（1回につき1000円補助）を発行しています。治療券は、町と協定を結んでいる施設で使用できます。必要な人は、「後期高齢者医療被保険者証」を準備し、町住民生活課で申請してください。

申請期限

令和5年3月31日（金）

医療機関の適正な受診のため次のことに注意しましょう

医療機関を受診するときは次のことに気をつけましょう。

重複受診をやめましょう

重複受診とは、同じ病気で同時期に複数の医療機関にかかることです。受診するたびに初診料が必要で、医療費が高額になり、検査や投薬を繰り返すため体に負担もかかります。

かかりつけ医を持ちましょう

かかりつけ医とは、あなたの健康状態などを把握して、健康管理全般のアドバイスをする医師のことです。かかりつけ医を持てば、いざというときも安心です。

ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬と同じ有効成分を使っているため、安全性も効き目も立証されています。ただし、すべての新薬に対してジェネリック医薬品があるわけではなく、症状によっては適さない場合もあります。

お薬手帳を活用しましょう

お薬手帳は使っている薬などを記録しておくことで、薬の重複や飲み合わせのトラブルを未然に防ぐことができます。病院や薬局に行くときは必ず持って行きましょう。

健診・検診

町の健診を受けて身体の  
状態をチェックしましょう



申し込みは町総合保健福祉センターまで

■ 健診・検診の申し込みは4月  
18日(月)まで

町では、令和4年度の健診や検診を次のとおり実施します。

各健診の申し込みについては、4月18日(月)までに「健診希望調査票」に必要事項を記入の上、各行政区の区長または町総合保健福祉センターに提出してください。

● 節目健診

▼ 期間 6月～12月

▼ 場所 日本赤十字社熊本健康管理センター、高野病院総合健診センター

▼ 対象者 令和5年4月1日現在で35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳を迎える町国民健康保険被保険者

● 特定健診・若者健診・がん検診  
(7月集団健診)

▼ 期間 7月2日(土)～8日(金)

▼ 場所 町総合保健福祉センター  
▼ 対象者 20～74歳の町国民健康保険被保険者(40～74歳の社会保険被扶養者等も受診可)

● 後期高齢者健診・がん検診  
(8月集団健診)

▼ 期間 8月25日(木)～28日(日)

▼ 場所 町総合保健福祉センター  
▼ 対象者 町後期高齢者医療保険被保険者

● がん検診(12月集団検診)

▼ 期間 12月7日(水)～11日(日)

▼ 場所 町総合保健福祉センター  
▼ 対象者 20歳以上の女性および40歳以上の男性

詳しくは、各世帯に配布した「甲佐町健診のお知らせ」および「甲佐町健診希望調査票の書き方」をご確認ください。

▼ お問い合わせ先

・町健康推進課(町総合保健福祉センター内)

☎096・235・8711

・町住民生活課

☎096・234・1113

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線105)

国民年金

■ 20歳になったら国民年金への  
加入手続きが必要です

日本国内に住む20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。学生の人も20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付義務が発生します。

また、勤務先を退職したときは、厚生年金から国民年金への変更の手続きが必要です。退職者に扶養されていた配偶者や収入が増加したことで扶養から外れた配偶者も、国民年金への切り替え手続きが必要です。

保険料の納付期限は、納付対象月の翌月末日です。期限までに保険料を納めないと、障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。

ますので、忘れずに納めましょう。

■ 学生納付特例制度

学生は、本人の所得が一定以下の場合、申請により在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。保険料を未納のままにしていると、老後や万一のけがなどで障がいが残ったときに、年金が受けられない場合があります。

申請は、2年1カ月前の納付分までさかのぼることができます。申請には、学生証または在学証明書が必要です。特例を受けた期間は、年金を受けるために必要な期間に計算されますが、給付金額には反映されません。

納付期限から10年以内であれば、未納期間をさかのぼって納付できる追納制度もあります。将来受け取る年金額は支払った保険料に応じて決定されます。未納がある人は追納制度をご利用ください。

▼ お問い合わせ先  
・熊本東年金事務所  
☎096・367・8144  
・年金加入者ダイヤル  
☎0570・003・004

学生の保険料納付の  
猶予が受けられます



くわしくは町住民生活課まで

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線101)